

指定消費生活相談員について

- 都道府県の消費生活相談員の中から、市町村の行う消費生活相談の事務に関し、助言等の援助を行うことを職務とする「**指定消費生活相談員**」を指定することが、都道府県の努力義務に。

【背景】

- どこに住んでいる消費者であっても、一定程度質の担保された相談を受けられる必要があり、消費生活相談員の質の一層の向上が必要。
 - 小規模自治体では相談員1名で対応している場合も多い。このため、「実践に即した助言を受けられない」、「研修の機会等が少ない」等の問題から、市町村間で消費生活相談体制の質及び量に格差が生じている。
- ⇒十分な知識・経験を持つ都道府県の消費生活相談員による市町村支援を行う体制を確立するため、「**指定消費生活相談員**」の指定を都道府県の努力義務に

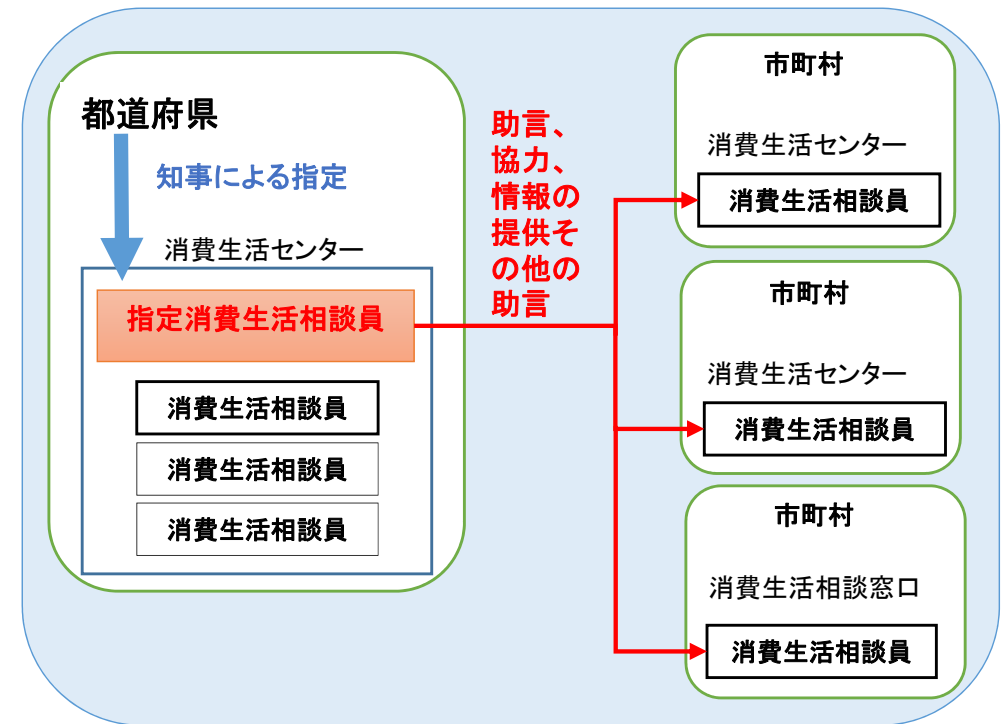
【制度の概要】

- 指定消費生活相談員の指定に係る要件
 - ①消費生活相談員試験に合格
 - ②実務経験5年以上⇒十分な知識、技術、豊かな実務経験を有する必要がある。
- 指定消費生活相談員の役割
市町村の行う消費生活相談及びあっせんの事務の実施に関し、「**助言、協力、情報の提供その他の援助**」を行う。

(具体例)

- 市町村の消費生活相談員等から問合せがあった場合に助言を行う。
- 市町村の消費生活相談について共同で処理を行う。
- 市町村の消費生活相談窓口を巡回し、その場で受け付けた相談に関して助言を行う。

指定消費相談員制度イメージ



消費者安全法第10条の4(指定消費生活相談員)
平成31年4月1日施行